

## 96. 北欧諸国

これとは対照的に、デンマーク法では、他人に属する財産を改良するのに金銭を支出した善意占有者は、価値の増加分か出費の節約の吐き出しを求めて所有者に対して利得返還請求をすることができる<sup>372</sup>。所有者が自ら実行できたような軽微な改良をしても償還は得られない<sup>373</sup>。悪意占有者は、事務管理法<sup>374</sup>に限られ、諸事情が許す限りで、定着物ではない物を収去する権利があるにすぎない。スウェーデン法では、必要費と有益費が区別される。有益費の償還を求めることができるのは、原告が善意で有効な法的権原が存在する場合に限られる。この原則は、制定法の諸規定に照らし、類推により導かれている。とりわけ、商法12章8条、土地法5章3条、死亡認定法12条3項（3文）、破産法4章15条3項である。有効な権原が存在しなければ、出費の償還が求められるのは、適法な事務管理<sup>375</sup>か特別の制定法上の規律による場合に限られる。さらに論点となっているのは、自らを財産の所有者だと誤信して労働し改良を行った者に、出費の償還請求権が主張できるかである<sup>376</sup>。救済の範囲は、所有者がそれによって節約した出費の額に制限されると言われている<sup>377</sup>。フィンランドの学説は、こうした問題をこれまで詳細には論じていないように思われる。しかしながら、フィンランド法がスウェーデンでの通説と同じ問題解決方法を採用しているという事実が、一連の制定法規から推定できる。商法12章8条、土地法3章4条、死亡認定法22条、破産財産回復法18条を参照。

## 97. イングランドとウェールズ

イングランド法では、改良は利得を構成することができるが、これについての原状回復請求権は、判例法と制定法では、基本的には否定的に解されてきた（引渡請求に対する部分的抗弁）。さらに学説は、取引によらない改良が、原状回復をしなければならない利得に等しくなる場合がどのようなものかにつき、これから意見をまとめなければならない状況にある<sup>378</sup>。コモン・ローでは、自らを所有者であると誠実に信じて占有している他人の物について、善意で修理作業を行った者には原状回復請求権が認められてきた。その請求権は、こうした費用の支払いを内容とするが、所有者がその財産の返還を請求した

---

372 *Vinding Kruse*, Erstatningsretten<sup>5</sup>, 271, 280.

373 *Carstensen*, Særlige erhvervelsesmåder, 67, 76.

374 *Ussing*, Erstatningsret, 223; *Vinding Kruse* loc. cit. 282.

375 *Lennander*, Återvinning i konkurs<sup>3</sup>, 357; *Hellner*, Obehörig vinst, 371; *Karlgren*, Obehörig vinst och värdeersättning, 108; *Håstad*, Tjänster utan uppdrag, 80.

376 *Hellner* loc. cit. 361 et seq.

377 *Hellner* loc. cit. 378.

378 たとえば、改良の利益が金銭に換算して実現されていなければならないか（失礼ながら *Birks*, *English Private Law I*, no.15.43）それともたんに金銭で実現できるものであればよいのか（*Marston Construction Co. Ltd. v. Kigass Ltd.* (1990) 46 Build LR 109 (HC); *Goff and Jones*, *The Law of Restitution*<sup>7</sup>, no.1-023）。

場合にのみ認められるにすぎない。<sup>379</sup>1977年の不法行為（動産侵害）法6条1項は、制定法上でそれに対応する規定を置いている。すなわち、改良者が自らが十分な権原を有していると錯誤により、しかし誠実に誤信したときは、改良による価値の増加分は、しかるべき損害から控除される、と。コモン・ロー上の費用償還請求権とは対照的に、こちらは所有者の利得が現存していることを基礎に発動し、学説により、不当利得理論とより整合的であると認められている。判例法よりも洗練された不当利得の理由付けは、所有者の利益となった疑念の余地のない費用よりも少ない額を支持する強力な視点を提供する。法が価値の評価方法について何らの指針を提供していない限り、これは、改良された物と改良されていない物の価値の差額か、役務の合理的な価格の低い方で計算されるべきだと推奨される。しかしながら、改良者の利益の保護は、依然として請求に対する部分的抗弁の1つにとどまる。すなわち、法的手続以外で所有者が占有を回復したときには、それは改良者に積極的な権利を与えるものではない。改良がたとえば盗人のような無権限当事者との有効な契約によって行われたときは、改良者は償還請求の原因 [=その契約]<sup>380</sup>をあてにしなければならない。<sup>381</sup>改良が土地に対して行われた場合において、土地所有者側に黙認があるときは、責任が生じることがあり、補償は財産法上の禁反言の形態を採る。

## 98. アイルランド

アイルランド法でも、他人の財産の改良から生じる不当利得返還請求権は、狭く制限されている。すなわち、改良が求められたものでないときは、必要な介入に当たらなければならない。<sup>382</sup>イングランドにおけると同様に、アイルランドの裁判所は、公的な介入には慎重で、原告に救済を与えることを躊躇している。<sup>383</sup>（両方の国の普通法の管轄で認められているような）返還請求はないという一般原則に対する注目すべき例外として、緊急事務管理による代理、寄託および制限能力者への生活必需品の供給はあるが。<sup>384</sup> [原則としてイン  
グランドと同調した傾向とは] 対照的に、アイルランドでは、海難救助の概念が拡張されており、救助者は原状回復請求権を取得できる。このように、財産に利害関係のある者が

---

379 *Greenwood v. Bennett* [1973] QB 195 (CA)（損傷した盗難自動車の善意の買主がそれを修理した事例）。3人の判事のうち、裁判長のデニング卿のみが、善意の買主が独自の原状回復請求権自体を取得し、たんなる抗弁ではない、と考えた。以下の本文が触れる制定法の改正については、*Goff and Jones, The Law of Restitution*<sup>7</sup>, nos. 6-011 and 6-013 を参照。

380 *Tappenden (t/a English and American Autos) v. Artus* [1964] 2 QB 185 (CA).

381 *Chitty on Contracts* F<sup>30</sup>, no.29-161.

382 詳しくは、*Tettenborn, Restitution*<sup>3</sup>, 199-212 を参照。

383 *O'Callaghan v. Ballincollig Holdings Ltd.*, 31 March 1993, 未公刊 (Blayney J).

384 *Flannery v. Dean* [1995] 21LRM 393.

385 アイルランドの裁判所ならば、イングランドの事件である *China Pacific SA v. Food Corp. of India (The Winson)* [1982] AC 939 の貴族院の判決に従ったであろうと考えられている。

386 *Re Pike* (1889) 23 IrLR 9（ある女性の家を、その親戚が名乗り出るまでに管理するのに使った費用の原状回復を求める警察の請求権を認めた）。

その財産の保存につき必要な出費を行い、同時に利害関係のある他人の利益となったときは、その他人から利得の原状回復を得ることができる。そのような場合はイングランドであれば、不当性要素としての強制や強迫の範囲に吸収されることになるだろうが、<sup>387</sup>アイルランドではこれが自発的行為者にも適用されうるのである。

## 152 99. スコットランド

スコットランドでは、婚約者であった女がその時の婚約者の財産に対して結婚を考えて実行した（原告の指示に従って実行された）材料〔提供〕と修理につき、結婚が実現しなかったときに償還を可能とするために、目的不到達による不当利得返還請求権 *condictio causa data causa non secuta*<sup>388</sup> が援用されて認められてきた。原告が自分の物であると誤信して被告の財産を改良したことに基づくときには、回復請求は同様に十分に基礎づけられる。<sup>389</sup>他方で、請求の核心が、担保債権者の担保価値が原告によって増加した（すなわち、担保の存在する財産が改良された）とか、さらに、破産者の財産の一部が改良されたときに、請求権がたまたま利益を受けた他の（一般）債権者に向けられることは、認められないであろう。というのは、そのような請求権は、担保債権者が得られるべき優先を掘り崩す（あるいは、別の事例では、債権者平等が求められる場合に優先権を与える）脅威と思われるからである。<sup>390</sup>それはまた、<sup>391</sup>権原の承継者である改良された財産の買主に対して押し付けることもできない。<sup>392</sup>その結論が、買主が利得していないものとされることに基づくからか別の理由からかは、未解決の問題とみられるだろうが。

---

387 *Rathdonnell (Lord) v. Colvin* [1952] IR 297.

388 *Shilliday v. Smith* 1998 SC 725.

389 *Newton v. Newton* 1925 SC 715.

390 *Evans-Jones, Unjustified Enrichment I*, 8.78.

391 *Beattie v. Lord Napier* (1831) 9 S 639.

392 *Evans-Jones, loc. cit.*, 8.80.